プロジェクト IFRS S1 号に相当する基準の開発

項目 商業上の機密情報

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。

2. 本資料は、日本版 S1 基準における**商業上の機密情報**に関する定めについて検討することを目的としている。なお、本論点は相互参照とも関連するが、相互参照については別途検討を行うことを予定している。

事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである。

日本版 S1 基準において、次の事項を定める（後述の第 8 項参照）。

(1) 次のすべての条件を満たす場合、かつ、その場合のみにおいて、サステナビリティ関連の機会についての情報が商業上の機密であると判断したときには、当該情報がサステナビリティ開示基準によって要求されており、また、当該情報に重要性があったとしても、これを開示しないことができる。

① サステナビリティ関連の機会についての情報が、一般に利用可能となっていない。

② その情報を開示することにより、当該機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損することが合理的に見込まれる。

③ 当該機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損することなく、開示要求の目的を満たすことができるようにその情報を集約して開示することができないと企業が判断している。

(2) 本項(1)の定めにより開示しないこととした情報項目のそれぞれについて、開示していない旨を開示しなければならない。

(3) 本項(1)の定めにより開示しないこととした情報項目のそれぞれについて、各報告日において、開示しないための本項(1)の条件が満たされているかどうかを再評価しなければならない。

(4) サステナビリティ関連のリスクに関して、また、幅広くサステナビリティ関連財務情報の開示を省略する根拠として、本項(1)の定めを用いてはならない。

ISSB 基準の理解

4. IFRS S1 号では、サステナビリティ関連の機会に関する商業上の機密情報について、一定の条件を満たした場合であって、かつ、その場合にのみ、所定の開示を行うことで当該機会に関する情報を省略することが認められている（和訳は事務局による仮訳）。

B34 If an entity determines that information about a sustainability-related opportunity is commercially sensitive in the limited circumstances described in paragraph B35, the entity is permitted to omit that information from its sustainability-related financial disclosures. Such an omission is permitted even if information is otherwise required by an IFRS Sustainability Disclosure Standard and the information is material.

企業が、B35 項で記述されている限定的な状況において、サステナビリティ関連の機会についての情報が商業上の機密であると判断した場合、企業はその情報を企業のサステナビリティ関連財務開示から省略することが容認される。そのような省略は、情報が「IFRS サステナビリティ開示基準」によって要求され、当該情報に重要性がある場合であっても容認される。

B35 An entity qualifies for the exemption specified in paragraph B34 if, and only if:

(a) information about the sustainability-related opportunity is not already publicly available;

(b) disclosure of that information could reasonably be expected to prejudice seriously the economic benefits the entity would otherwise be able to realise in pursuing the opportunity; and

(c) the entity has determined that it is impossible to disclose that information in a manner—for example, at an aggregated level—that would enable the entity to meet the objectives of the disclosure requirements without prejudicing seriously the economic benefits the entity would otherwise be able to realise in pursuing the opportunity.

次の場合、かつ、次の場合においてのみ、企業は B34 項で定められている免除が適用される。

(a) サステナビリティ関連の機会についての情報が、既に一般に利用可能となっているものではない。

(b) その情報を開示することにより、企業が当該機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損することが合理的に見込まれる。

(c) 企業が当該機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損することなく、企業が開示要求の目的を満たすことができるように（例えば、集約されたレベルで）その情報を開示することが不可能であると企業が判断している。

B36	If an entity elects to use the exemption specified in paragraph B34, the entity shall, for each item of information omitted: (a) disclose the fact that it has used the exemption; and (b) reassess, at each reporting date, whether the information qualifies for the exemption. 企業が B34 項で定める免除を用いることを選択した場合、企業は省略したそれぞれの情報項目について、次のすべてを行わなければならない。 (a) 企業が当該免除を用いている旨を開示する。 (b) 各報告日において、当該情報について免除が適用されるかどうかを再評価する。
B37	An entity is prohibited from using the exemption specified in paragraph B34 in relation to a sustainability-related risk or as a basis for broad non-disclosure of sustainability-related financial information. 企業は、サステナビリティ関連のリスクに関して、又は幅広くサステナビリティ関連財務情報の開示を省略する根拠として、B34 項で定める免除を用いることが禁止される。

事務局による分析

5. 商業上の機密情報であることを理由とした機会に関する情報の開示の省略が認められるのは、当該情報が競合他社に知られていないがゆえに競争上の優位性を確立できる可能性があるためであると考えられるが、日本版 S1 基準を開発するにあたり、特段の論点は認識していない。このため、これらの定めを日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。

6. 一方、IFRS S1 号では、サステナビリティ関連のリスクに関して、商業上の機密情報であることを理由としたリスクに関する情報の開示の省略を定めていない。その理由として、ISSB は、リスクと機会との間で取扱いが非対称であると認識していながらも、機会に関して企業は自発的に開示しようとする一方で、リスクに関しては必ずしもそうではないため、情報が比較可能で中立的な方法で提供されることを確保するためには、リスクに関して開示を要求することが必要だとしている（IFRS S1 号 BC79 項）。

7. この点に加え、機会に関する情報は、当初は一般に利用可能でないとしても、いずれ一般に利用可能となる可能性がある一方で、リスクは機会と異なり、その情報が一般に利用可能となるケースは限られると考えられる。このため、仮にサステナビリティ関連のリスクにも商業上の機密情報であることを理由に開示の省略を認めた場合、サステナビリティ関連のリスクに関する情報が公表されなくなる可能性がある。

（事務局による提案）

8. このため、日本版 S1 基準においても IFRS S1 号と同様に、次の定めを取り入れることが考えられるがどうか。

(1) 次のすべての条件を満たす場合、かつ、その場合のみにおいて、サステナビリティ関連の機会についての情報が商業上の機密であると判断したときには、当該情報がサステナビリティ開示基準によって要求されており、また、当該情報に重要性があったとしても、これを開示しないことができる。

① サステナビリティ関連の機会についての情報が、一般に利用可能となっていない。

② その情報を開示することにより、当該機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損することが合理的に見込まれる。

③ 当該機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損することなく、開示要求の目的を満たすことができるようにその情報を集約して開示することができないと企業が判断している。

(2) 本項(1)の定めにより開示しないこととした情報項目のそれぞれについて、開示していない旨を開示しなければならない。

(3) 本項(1)の定めにより開示しないこととした情報項目のそれぞれについて、各報告日において、開示しないための本項(1)の①から③の条件が満たされているかどうかを再評価しなければならない。

(4) サステナビリティ関連のリスクに関して、また、幅広くサステナビリティ関連財務情報の開示を省略する根拠として、本項(1)の定めを用いてはならない。

文案

9. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

（HP では非公表）

ディスカッション・ポイント

① 日本版 S1 基準において次の事項を定めるという事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

(1) 次のすべての条件を満たす場合、かつ、その場合のみにおいて、サステナビリティ関連の機会についての情報が商業上の機密であると判断したときには、当該情報がサステナビリティ開示基準によって要求されており、また、当該情報に重要性があったとしても、これを開示しないことができる。

- サステナビリティ関連の機会についての情報が、一般に利用可能となっていない。
- その情報を開示することにより、当該機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損することが合理的に見込まれる。
- 当該機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損することなく、開示要求の目的を満たすことができるようにその情報を集約して開示することができないと企業が判断している。

(2) 上記(1)の定めにより開示しないこととした情報項目のそれぞれについて、開示していない旨を開示しなければならない。

(3) 上記(1)の定めにより開示しないこととした情報項目のそれぞれについて、各報告日において、開示しないための上記(1)の条件が満たされているかどうかを再評価しなければならない。

(4) サステナビリティ関連のリスクに関して、また、幅広くサステナビリティ関連財務情報の開示を省略する根拠として、上記(1)の定めを用いてはならない。

② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。

③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以　上